

# 居宅介護支援 重要事項説明書

令和7年9月1日現在

## 1. 事業の目的

事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏らないように公正中立に行います。

## 2. 運営方針

事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、特定相談支援事業者、障害福祉施設等と十分な連携を図ります。

## 3. 当事業所の概要

事業所名	さくうん居宅介護支援事業所
所在地	福島県喜多方市松山町村松字北原3634-1
電話番号	0241-22-6472
介護保険指定番号	07-70800506
サービスを提供する地域	原則 旧喜多方市、熱塩加納町（塩川町、山都町、北塩原村は要相談）

## 4. 事業所の職員体制

管理者（兼主任介護支援専門員）	管理業務、居宅介護支援等	1名
主任介護支援専門員	居宅介護支援等	1名以上
介護支援専門員	居宅介護支援等	1名以上

## 5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（しかし、第1土曜日、3土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月13日～15日、12月31日～翌年1月3日は休日）
営業時間	午前8時45分～午後5時（しかし、土曜日は午後12時30分）

\* 営業時間外、休日、夜間等連絡先：担当ケアマネージャーの携帯電話にご連絡ください。  
待機対応ケアマネージャーに転送になりますので対応いたします。

## 6. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 居宅介護支援サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用者等に重要事項説明書を交付し口頭で説明を行うとともに、利用料、情報開示の方法等について同意を得ます。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) 課題分析（アセスメント）

訪問等により利用者の実態把握等

(3) 居宅サービス計画書（ケアプラン）の原案作成

（\* 作成時に必要な説明内容）

医療・保健・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、連絡調整を行います。

また、サービス事業所の選択に当たっては利用者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を行い、当該事業所を計画に位置付けた理由を説明し同意を得ます。

利用者等が、訪問看護、通所リハビリテーション等医療系サービスを希望している場合やその他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

医療系サービスについては、主治の医師等の指示がある場合においてのみ、居宅サービス計画に位置づけます。この場合、意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。な

お、介護サービスに対して主治の医師等から留意点等が示された場合は、当該留意点を尊重して計画の作成を行います。

末期の悪性腫瘍の利用者に限り、利用者等の同意を得て、心身の状況等により主治の医師等の助言を得た上で必要と認める場合以外は、サービス担当者会議の招集を行わず、利用者の支援を継続でき、この場合、心身等の状況について、主治の医師等、サービス事業者へ情報を提供します。支援については、主治の医師等の助言を得たうえで、状態変化を想定し、今後必要となるサービス等の支援の方向性を確認し計画作成を行い、在宅を訪問し、状態の変化やサービスの変更の必要性を把握します。

福祉用具貸与・購入を位置づける場合は、当該計画に福祉用具貸与・購入が必要な理由を記載します。

#### (4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を作成した場合は原則としてサービス担当者会議を開催し、情報を共有するとともに、担当者から専門的な見地から意見を求めます。但し、末期の悪性腫瘍の利用者に限り、心身の状況等により主治の医師又は歯科医師等の意見を勘案して必要と認める場合、その他やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求め、利用者の状態を分析、把握するため複数職種間で意見調整を行い事業所との連携を図ります。

#### (5) 居宅サービス計画の説明、同意及び交付

介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、居宅サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得、当該居宅サービス計画を交付します。

#### (6) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、また、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときやその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て、主治の医師もしくは歯科医師、又は薬剤師に提供します。

#### (7) モニタリングの実施

少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、モニタリング等を行います。また、テレビ電話装置、その他の通信機器を活用したモニタリングを行う場合には、2か月に1回は利用者の居宅を訪問し利用者との面接を行います。

### 7. 利用料金

(1) 指定居宅介護支援を提供した場合の1ヶ月の介護報酬額（単位）。

要介護1・2＝10860単位、要介護3・4・5＝14110単位。

特定事業所加算（Ⅱ）の場合4210単位、（Ⅲ）の場合3230単位。（A）の場合1140単位。

(2) その他、状態に応じた加算（単位）があります。初回加算300単位。入院時情報連携加算（Ⅰ）250単位、（Ⅱ）200単位。退院・退所加算①カンファレンス参加無しの場合、連携1回450単位、連携2回600単位。②カンファレンス参加有りの場合、連携1回600単位、連携2回750単位、連携3回900単位。緊急時等居宅カンファレンス加算200単位。通院時情報連携加算50単位。

\*介護報酬改定の場合は別紙にてお知らせします。

(3) 法定代理受領サービスである場合、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(4) 交通費

通常の事業実施区域にお住まいの方は無料です。

### 8. 通常の事業実施区域

原則 旧喜多方市内、熱塩加納町（塩川町、山都町、北塩原村は要相談）

### 9. 契約の終了

(1) 利用者は、事業者に対して、電話・文書等で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

(2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地

域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- (3) 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの行為（身体的暴力、精神的暴力、ハラスメント行為、その他の迷惑行為を含む）を行った場合、直ちにこの契約を解除することができます。
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は、自動的に終了します。
  - 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - 2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1、要支援2の何れかに認定された場合（包括支援センターとの委託契約、事業所との直接契約を行う場合を除く）
  - 3) 利用者が死亡した場合

## 10. 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合は速やかに家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。

賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応いたします。

### 11. 秘密の保持（個人情報の保護）

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は、正当な理由なしに漏らしてはならない。この守秘義務は契約終了後、退職後においても同様です。

### 12. 個人情報の保護

サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ます。

### 13. 虐待の防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止のために研修を実施しています。

### 14. 身体的拘束等の禁止

身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

### 15. 相談、要望、苦情の窓口

(1) 苦情が発生した場合は速やかに対応するとともに、必要な措置を行います。

(2) 相談・苦情の窓口について

1) 当事業所 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

受付の曜日と時間 月曜日～金曜日（しかし、当事業所の営業日）午前9時～午前12時00分まで

担当者 管理者 二瓶ゆう子 電話 0241-22-6472

2) その他の窓口 保険者又は国保連の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

○喜多方市役所 高齢福祉課 介護保険係 電話 0241-24-5231

○福島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 024-523-2702

3) 第三者委員 苦情解決に向けた必要な対応を行います。

○須藤俊弘 喜多方市社会福祉協議会 電話 0241-23-3231

○熊谷まゆみ 社会福祉士 電話 0241-23-2339

### 16. 災害発生時及び感染症発生時の対応

計画的に必要な研修や訓練を実施し、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供されるように支援を行います。

### 17. 衛生管理

研修や訓練を実施し感染対策の資質向上を図り、感染症の予防、まんえん防止に努めます。

### 18. その他運営についての留意事項等

(1) 介護支援専門員の定期的な健康検査を実施し、健康診断をしています。

(2) 介護支援専門員の資質の向上を図るための研修を実施しています。

(3) 事業所内に、情報の公表や加算等の資料の掲示を行います。

(4) 居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結日から5年間保存します。

(5) 業務の内容により、利用者及び家族の同意を得てICTの活用を図り支援を行います。

(6) 24時間連絡できる体制を整備しています。

(7) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、主治の医師等の意見を求めたうえ、介護保険施設と連携を図ります。

